



# 保健福祉課 住民生活課からののお知らせ

## ■ 平成 27 年 4 月介護保険制度の一部改正がありました。

### ① 介護保険料の変更

介護給付費における 65 歳以上の方が負担される割合が 21%から 22%へ変更となり、公平負担の観点から今後 3 年間の介護保険料が変更となりました。

内訳は、基準額の変更と保険料を決定するための段階数が、7 段階から 9 段階へ変更となります。

### 第 6 期 (平成 27 年度～ 29 年度) の所得段階別の保険料

基準額 5,800 円/月額

対象者		段階	基準額に対する割合	月額保険料	年額保険料
生活保護を受給している人					
世帯全員が 市民税非課税で、	高齢福祉年金を受けている人	第 1 段階	※ 1 0.45	2,610 円	31,320 円
	前年の合計所得金額 + 課税年金収入が 80 万円以下の人				
世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が	80 万円超 120 万円以下の人	第 2 段階	0.75	4,350 円	52,200 円
	120 万円超の人	第 3 段階	0.75	4,350 円	52,200 円
世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が	80 万円以下の人	第 4 段階	0.90	5,220 円	62,640 円
	80 万円超の人	第 5 段階	1.00	5,800 円	69,600 円
本人が市民税課税の人で、前年の合計所得金額が	120 万円未満の人	第 6 段階	1.20	6,960 円	83,520 円
	120 万円以上 190 万円未満の人	第 7 段階	1.30	7,540 円	90,480 円
	190 万円以上 290 万円未満の人	第 8 段階	1.50	8,700 円	104,400 円
	290 万円以上の人	第 9 段階	1.70	9,860 円	118,320 円

※ 1 第 1 段階の基準額に対する割合は、本来「0.50」ですが、負担軽減措置により国・県・市の公費を充てることで軽減されています。

#### ・合計所得金額とは？

収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のこと（扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額のこと）です。

### ② 介護報酬の改定

国が定める介護報酬がそれぞれ変更となりました。(平均改定率 - 2.27%)

そのため、介護サービスを利用する際の本人負担も変わります。

### ③ 特別養護老人ホームへの新規入所者条件変更

特別養護老人ホームへの新規入所者を原則として要介護度 3 以上の要介護者に限定。要介護 1・2 の方は、在宅で日常生活を営むことが困難であるなどのやむを得ない事由があると認められた場合に特例入所として申込ができます。

### ④ 一定以上所得者の利用者負担割合変更

今後、さらに介護費用の増加が見込まれる中で、制度の持続可能性を高め、保険料の上昇を可能な限り抑えつつ高齢者世代内で負担の公平化を図っていくため、介護サービスを利用した際の利用者負担は 1 割とされていますが、一定以上の所得がある方（前年所得が 160 万円超の方）の利用者負担が平成 27 年 8 月から 2 割となります。なお、対象者には、個別に通知いたします。

### ⑤ 高額介護サービス費の基準額及び特定入所者介護サービス費の支給条件変更

介護サービス利用における利用者負担軽減目的である高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費及び特定入所者介護サービス費も、負担公平化の観点により条件が変更となりました。